

副食費免除の対象

◆幼稚園・認定こども園の幼稚園部のお子さん（1号認定）

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 77,101 円未満	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上	×	×	○

◆保育所・認定こども園の保育園部で3歳児以上のお子さん（2号認定）

	階層区分	第1子	第2子	第3子以降※
A	生活保護世帯	○	○	○
	市町村民税非課税世帯	○	○	○
	市町村民税所得割課税額 57,700 円未満 (ひとり親等世帯*の場合 77,101 円未満)	○	○	○
B	市町村民税所得割課税額 57,700 円以上 (ひとり親等世帯*の場合 77,101 円以上)	×	×	○

*ひとり親等世帯とは、ひとり親・在宅障がい児（者）のいる世帯です。

※第3子以降は、下記基準にて算定します。

	1号認定	2号認定
上記の表の A に該当	年齢に関係なく世帯の子の数	
上記の表の B に該当	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

◆保育所・認定こども園の保育園部で0～2歳児のお子さんの副食費は、保育料に含まれます。（3号認定）



■問合せ先 こども未来課 ☎0795-32-2385